

公安委員会認定審査書

※ 認定審査の根拠

● 取得時講習及び原付講習

【道路交通法第108条の2第3項】

公安委員会は、内閣府令で定める者に第1項第1号、第3号から第9号まで、第11号から第13号まで、第15号若しくは第16号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

【道路交通法施行規則第38条の3】

道路交通法第108条の2第3項の内閣府令で定める者は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。

● 仮運転免許証作成・交付補助業務

【道路交通法第108条第1項】

公安委員会は、政令で定めるところにより、この章に規定する免許に関する事務（免許の拒否及び保留、免許の条件の付与及び変更、運転免許試験及び適性検査の結果の判定並びに免許の取消し及び効力の停止に係る事務その他の政令で定める事務を除く。次項において「免許関係事務」という。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

【道路交通法施行規則第31条の4の2】

道路交通法第108条第1項の内閣府令で定める法人は、免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とする。ただし、国家公安委員会規則で定める免許関係事務については、当該免許関係事務の実施に必要な能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるものが当該免許関係事務の業務を行うために必要な数以上置かれている法人に限るものとする。

申請 法人	法人の名称		
	主たる事業所の所在地		
	代表者の 本籍所 住 所 ふりがな 氏 名 生 年 月 日		
審 査 内 容		審査結果	確認書類
○ 道路における交通の安全に寄与することを目的としていること。		適・否	定款
○ 免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すること。		適・否	定款

○ 当該講習を行うのに必要な組織、設備及び能力を有していること。				
組 織	役員が、次のいずれかに該当する者でないこと。			
	1	イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ロ 拘禁以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2第2項第1号、第2号、第117条の2の2第6号、第7号、第117条の4第1項第1号、第118条第2項第3号、第4号、第119条第2項第4号、第119条の2の4第2項及び同法第123条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ハ 集团的に又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
		ヘ 精神機能の障害により業務を適性に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれのある者	適・否	役員の名簿 別記第1号様式
	2	主たる事務所を県内に有すること。	適・否	定款
	3	部下職員に対する指導監督の地位にある責任者を配置すること。	適・否	組織体制表
	4	責任者は、講習業務に関しトラブルが生じた場合は即時対応し、解決する能力を有すること。	適・否	組織体制表
5	責任者及び委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。	適・否	組織体制表	

組 織	6	個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。	適・否	当該規程の写し 又は遵守誓約書
設 備	7	講習の業務に必要な資機材等を証明する書面	適・否	管理車両等一覧表
能 力	8	当該講習における指導に必要な能力を有する者等が必要数以上置かれていること。	適・否	組織体制表等
	9	令和8年4月1日から、委託業務を同日から確実に履行できる者であること。	適・否	管理車両等一覧表 組織体制表等
最終審査結果				

審査年月日	令和 年 月 日
審査担当者	交通部運転免許センター 試験担当補佐